

令和元年 天草市農業委員会第12回総会議事録

令和元年11月26日天草市役所本庁第3会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（12名）

1番	本田 実 君	2番	中川 徹 君
3番	黒川紀世子 君	4番	松下敏明 君
5番	山下和弘 君	6番	玉田秀敏 君
7番	金棒康二 君	8番	淀川洋一 君
9番	富崎ますみ 君	10番	中村三千人 君
11番	山並 彰一郎 君	13番	野中幸廣 君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（1名）

12番 井島 安一 君

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（7名）

事務局長	岩本隆二	係長	荒木賢司
係長	松本馨	主査	中山喜光
書記	山川裕輔		

農業振興課（日程第7議第95号のみ出席）

課長補佐	原田真二	参事	早井英樹
------	------	----	------

4、議事日程

開 会

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	議第90号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議第91号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第4	議第92号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5	議第93号 農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について
日程第6	議第94号 非農地通知書交付申請について
日程第7	議第95号 天草農業振興地域整備計画の変更について
日程第8	報告事項について

閉 会

開 議 午後 3 時 27 分

○事務局（岩本隆二君） ただいまから令和元年天草市農業委員会第 12 回総会を開会いたします。それでは本田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（本田実君） 皆様こんにちは。お忙しい中、お集まりいただき感謝致します。研修会や農業委員会の自主事業のひまわりの花摘み等イベントが続きましたが、ご協力いただきありがとうございました。台風被害の募金の協力依頼が農業会議からあっておりますので、前回の総会の挨拶でも申し上げましたが、農業委員と農地利用最適化推進委員とともに協力をしていきたいと思っておりますので、ご理解をよろしくお願い致します。本日は全体で 57 件の案件がありますので、慎重に審議を進めていくようどうぞよろしくお願い致します。

○事務局（岩本隆二君） 本日は、12 番井島委員から欠席の届けが出ておりますが、過半数の委員がご出席でございますので、本日の総会は成立しておりますことをご報告致します。それでは以降の議事の進行につきまして、会長にお願い致します。

○議長（本田実君） これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） それでは、7 番金棒委員、8 番淀川委員を指名致します。

○議長（本田実君） 日程第 2、議第 90 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 資料②の 1 ページをご覧ください。1 番について説明します。本渡町の譲受人は本渡町の譲渡人より、本渡町の畑 448 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草高校から西へ約 1.6km、青色で着色した県道本渡下田線の北側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の 1 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8 番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

す。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 2番について説明します。本町の譲受人は本渡町の譲渡人より、本町の田1,292㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草空港から南東へ約1.0km、青色で着色した県道本渡五和線の北側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 3番について説明します。五和町の譲受人は横浜市の譲渡人より、五和町の畑232㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所五和支所から北へ約0.8km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○5番（山下和弘君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第3、議第91号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 資料②の2ページをお開きください。1番について説明します。転用者は有明町の個人で、有明町の畑128㎡を駐車場に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧島子小学校から東へ約1.7km、青色で着色した国道324線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、駐車場が不足しているため2台分の駐車場として利用する計画です。資料③の2ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 先日担当地区の推進員と一緒に現地を確認しましたが、説明のとおり問題は無いと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、2番と5条1番は関連がありますので一括して事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 4条2番、5条1番について説明します。転用者は楠浦町の個人で、楠浦町の畑487.77㎡と3.72㎡を個人住宅及び通路へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した楠浦小学校から北へ約0.6km、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha以上の広がりのある区域内にある第1種農地です。第1種農地は原則許可できませんが、集落に接続するため、例外的に許可することが可能です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが老朽化し建替えが必要なため、住宅1棟、2台分の駐車場、庭、通路として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に通路として利用されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○8 番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。2 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第 4、議第 92 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題と致します。1 番については先程説明及び意見がありました。質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、2 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 2 番について説明します。転用者は熊本市中央区の個人で、今釜町の畑 123 ㎡を売買により取得して駐車場及び通路へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所から北へ約 0.4km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域に位置する第 3 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、駐車場を運営するため、4 台分の駐車場、通路として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に造成されており始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8 番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。2 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(中山喜光君) 3番について説明します。転用者は本渡町の個人で、本渡町の田130㎡と畑50㎡を売買により取得して宅地拡張する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草拓心高校から北西へ約0.6km、青色で着色した県道本渡茶北線の東側にある農地です。申請地は、都市計画区域内にある用途地域に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが不便なため、住宅1棟、3台分の駐車場、庭として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に一部宅地として利用されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○8番(淀川洋一君) 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありましたが、3番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(中山喜光君) 資料②の4ページをお開きください。4番について説明します。転用者は茶北町の法人で、本渡町の田966㎡を売買により取得して宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草高校から南へ約0.4km、青色で着色した県道本渡下田線の南側にある農地です。申請地は、都市計画区域内にある用途地域に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、近隣は宅地化が進んでおり、住宅地として需要が見込まれるため、4区画の宅地、通路としてとして整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、5番と6番は関連がありますので事務局より一括説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 5番、6番について説明します。5番の転用者は本町の個人で、本町の畑 47.5 m²を贈与により取得して駐車場へ転用する案件です。6番の転用者は本町の個人で、本町の畑 107.85 m²を贈与により取得し駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本町小学校から東へ約 1.7km、青色で着色した県道本渡茶北線の北側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、5番が2台分の駐車場、6番が3台分の駐車場として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に造成されており、始末書が提出されております。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 次に6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、7番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 7番について説明します。転用者は天草町の地縁団体で、天草町の畑 25㎡に使用貸借権を設定して給水施設用地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した福連木地区コミュニティセンターから西へ約 2.2km、青色で着色した県道本渡下田線の南側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がり区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、地域の生活用水を確保するため、取水ポンプ 1 基、滅菌装置 1 基、電気操作盤 1 基として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。既に給水施設として利用されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○4 番（松下敏明君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、7 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第 5、議第 93 号、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（松本馨君） 議第 93 号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について説明します。資料②の 5 ページをご覧ください。所有権移転の計画が 0 件、利用権の新規設定の計画が 20 件、再設定が 18 件、転貸が 0 件、合計 38 件で、筆数 87 筆、総面積が 123,621㎡となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の 5 ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長(本田実君) 日程第6、議第94号、非農地通知書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局(山川裕輔君) 資料②の26ページをお開きください。非農地通知書交付申請件数は、本渡地域が2件、栖本地域が1件、五和地域が3件、新和地域が1件で合計7件。筆数は全体で35筆、面積は29,253㎡となっております。現地確認を実施し、資料③の6ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果を現況地目欄に表示しております。

それでは、スクリーンをご覧ください。1番の地図です。黄色で着色した佐伊津小学校から北西へ約0.7kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が2番の地図です。黄色で着色した本渡地区清掃センターから北西へ約0.5kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が3番の地図です。黄色で着色した栖本中学校から南東へ約1.2kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が4番の地図です。黄色で着色した天草空港から北西へ約0.5kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が5番、6番の地図です。黄色で着色した天草空港から北東へ約0.5kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が7番から11番の地図です。黄色で着色した市役所五和支所から南西へ約0.7kmと南西へ約1.2kmのところになります。次が7番から9番の航空写真です。次が10番、11番の航空写真です。次が7番から9番の現地の写真です。次が10番、11番の現地の写真です。次が12番から35番の地図です。新和病院から東へ約1.3kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。以上です。

○議長(本田実君) それでは、ただいま説明がありました1番から35番の件につきまして意見及び質疑はございませんか。

○5番(山下和弘君) 10番、11番については先日担当地区の推進員と一緒に現地確認を行いましたが、農地への道掛もよく、雑木もないことから農地と判断される現況と思います。

○10番(中村三千人君) 12番から35番については先日担当地区の推進員と一緒に現地確認を行いました。34番と35番は道掛もよく、山林のようではなく、隣の農地も管理してあったことから農地と判断される現況と思います。

○議長(本田実君) それでは、ただいま意見がありました。質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、意見がありました10番、11番、34番、35番は農地と判断し、それ以外については非農地とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、1番から9番、12番から33番については非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 日程第7、議第95号、天草農業振興地域整備計画の変更についてを農業振興課よりお願い致します。

○農業振興課（原田真二君） 農業振興地域整備計画は、農業振興地域の整備に関する法律の規定により市町村が定めるものです。この計画は、優良な農地を確保、保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的集中的に実施するために市町村が定める計画で、この計画において、概ね10年以上にわたり農業上の利用を確保すべき農用地区域を指定します。この農用地区域に指定された農地は、特に農業の振興を図るため、基盤整備などの事業が推進されるとともに、農地以外の利用、いわゆる農地転用許可が制限されることとなります。本市では、平成18年3月に市町合併しましたが、旧市町で策定された10の計画を合わせて平成20年に本市の整備計画を策定しております。この計画は、概ね5年ごとに見直しを行うこととされており、平成26年にその見直しを行い、また、今年、前回見直しから5年を経過したことから、本年度全体見直しを実施することとしました。計画の見直しに当たっては、農業委員会に諮り、ご説明する必要があることから、本日、担当の方から計画見直しの概要につきまして、担当の早井からご説明いたします。

○農業振興課（早井英樹君） 農業振興課農政係の早井と申します。よろしく申し上げます。日程7議第95号についてご説明いたします。今回ご審議をお願いいたしますのは、平成26年に策定された、本市の農業振興地域整備計画の変更についてです。天草農業振興地域整備計画を変更する目的につきましては、農業振興地域の整備に関する法律第12条の2第1項に、市町村は概ね5年ごとに、農業振興地域整備計画に関する基礎調査を行わなければならないと規定されており、基礎調査の結果に必要なときは、同法第13条第1項に、農業振興地域整備計画を変更しなければならないと規定されておりますことから、計画の変更を行うものです。また、計画を変更する場合は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により農業委員会の意見を聴く必要があるため、本総会に提案いたします。まず、意見をお伺いする事項の①土地利用区分の方向について、ご説明いたします。資料の2ページをご覧ください。天草農業振興地域整備計画（案）の抜粋でございます。こちらが計画の基本となり、本市の位置、気候、人口、土地利用の状況等について記述しております。特に農用地に関しましては、農業従事者の高齢化や担い手不足の課題解決のため、

人・農地プランの取組を推進し、新規就農者の確保や認定農業者の育成、担い手への農用地の利用集積を図り、安定的で他産業並みの所得を上げる優れた農業者の育成を図ることとしております。続きまして3ページをご覧ください。大きなイの（ア）農用地区域の設定方針についてご説明いたします。農用地区域の設定基準は、現計画書の設定基準に基づき、aの10ha以上の集団的な農用地、bの土地改良等の事業区域内にある土地、cの地域の特性に即した農業の振興を図る上で確保すべき土地でございます。次のページの（イ）の農用地区域に隣接した土地改良施設、（ウ）の農用地区域に隣接した農業用施設用地も農用地区域として設定することとしておりますが、現在のところ、（イ）及び（ウ）につきましては、該当がありません。また、5ページに記載しております（エ）の森林原野等につきましても、表にありますように、農用地に囲まれているものにつきましては、一体的に保全してまいります。続きまして、農業上の土地利用の方向についてご説明いたします。5ページ下段及び6ページをご覧ください。こちらが、土地利用の方向を示した表になります。合併前の旧市町ごとに農地、採草放牧地、農業用施設用地などについて、現況と将来の面積を記載しております。現況につきましては、基礎調査の実施後の面積になります。将来につきましては、後ほど説明いたしますが、今回の計画変更により農用地区域から除外、編入する農地面積やこれまでの個別見直しによる除外、編入の推計などを考慮した面積となっております。農地の欄の合計面積が5,878haとなっております。その下に耕地面積を記載しております。この耕地面積を将来においても維持することを目標としておりますので、同じ面積を記載しております。以上で、①土地利用の方向及び農業上の土地利用の方向についての説明を終わりますが、この計画の基本に沿いまして、個別の各種計画を作成してまいります。

次に、意見をお伺いする事項の②農用地利用計画の変更についてご説明いたします。資料の7ページをご覧ください。こちらが、今回の計画変更に伴い、農用地区域から除外、編入を行う土地の面積を示した総括表になります。農用地区域から除外する場合には、表の中の①から④の基準によります。また、編入する場合は、編入の基準によります。これらの基準によりまして、今回、除外する土地は、348筆ありますので代表的なものをスライドご覧いただきながら説明していきたいと思っております。まず除外区分①農業上の利用が見込まれない山林・原野に該当する土地が88筆8.4ha、非農地判断された農用地が118筆20haです。②地形及び自然条件等により農業上の近代化が見込まれない小規模な農用地が37筆1ha、集落に介在し、農業上の近代化が見込まれない小規模な農用地が14筆0.5ha、その他が2筆0.07haとなります。次に除外区分③開発行為の許可が不要な施設が8筆0.6ha、農用地等及び農用地等とすることが適当な土地に含まれない土地が81筆0.3haとなります。続きまして、編入でございますが、基盤整備事業並びに日本型直接支払交付金事業の区域として編

入する土地で、50筆4.8haです。なお、変更後の農地利用計画の管理のあり方については、農地利用適格化推進員が実施している農地調査等の結果をもとに、農業委員会で非農地判断された農地については除外を適宜行うとともに、開発行為等の申請についても個別除外を適宜対応していく予定としております。以上で、提出議案についての説明を終わりますが、農業振興地域整備計画の変更につきましては、今後、県に対する事前協議での審査を経て確定することとなりますが、事前協議により計画の内容に修正が生じることも予想されますので、計画の確定後に改めてお示しすることとしております。よろしくお願いたします。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、天草農業振興地域整備計画の変更については農業委員会としては異議なしと決定致します。

○議長（本田実君） 日程第8、報告事項について事務局よりお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 資料②の29ページをお開きください。農地利用・形状変更届はありませんでした。第4条関係許可不要転用届はありませんでした。第5条関係許可不要転用届は、1件。携帯電話の鉄塔を建設するというものでした。あっせん打ち切りについて、該当する筆は、下浦町の田2筆と御所浦町の畑7筆の合計9筆です。これは、中山間地域等直接支払制度に取り組んでいる集落の協定農用地の一部で、今回あっせん申出によりあっせんを行いました。該当者がいなかったため、あっせんを打ち切ります。以上です。

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、令和元年天草市農業委員会第12回総会を閉会致します。

午後4時45分

閉会

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長

瓜田 実

署名委員

淀川 洋一

署名委員

金棒 康二